

国民年金保険料免除等の申請について

問 仙北市民生活課 国保年金係 ☎ 43-3316 大曲年金事務所 ☎ 0187-63-2296

▼ 7月2日から平成30年度の免除等受付が開始されます

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（50歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成30年度の免除等の受付は7月1日から開始され、平成30年7月分から平成31年6月分までの期間を対象として審査を行います。また、申請できる過去期間については、2年1か月前の月分までになります。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、市民生活課国保年金係・または大曲年金事務所へご相談ください。

介護保険事務所からの お知らせ

介護保険は介護を社会全体で支える制度であり、
保険料はこの制度を支える大切な財源です

平成30年度介護保険料の納付について

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し（表参照）、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

問合せ先

介護保険事務所 保険給付班 ☎ 0187-86-3911
仙北市長寿支援課 ☎ 43-2281
仙北市包括支援センター ☎ 43-2283

▼ 普通徴収

7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。（口座振替の申し込み用紙は金融機関窓口にて用意しています）

普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けていない方、平成30年度中に65歳になる方などです。

▼ 特別徴収

年金支給月（偶数月）に年金からの差し引きによる納付となります。

平成30年度介護保険料

段階	区分（平成30年度の住民税課税状況等）	保険料（年額）
第1段階	世帯全員が生活保護を受給している方 本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円以下の方	34,020円 基準額×0.45
第2段階	住民税非課税 本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が120万円以下の方	47,250円 基準額×0.625
第3段階	本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が120万円を超える方	56,700円 基準額×0.75
第4段階	住民税課税世帯 本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円以下の方	66,150円 基準額×0.875
第5段階	（本人非課税） 本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円を超える方	75,600円 基準額
第6段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	94,500円 基準額×1.25
第7段階	住民税課税世帯 本人の前年の合計所得金額が120万円以上、200万円未満の方	98,280円 基準額×1.3
第8段階	（本人課税） 本人の前年の合計所得金額が200万円以上、300万円未満の方	113,400円 基準額×1.5
第9段階	本人の前年の合計所得金額が300万円以上の方	132,300円 基準額×1.75

福祉医療費受給者証の更新のお知らせ

問 仙北市民生活課 国保年金係 ☎ 43-3316

現在お使いの福祉医療費受給者証は、8月1日から更新されます（一部受給者を除く）。現在、受給者証をお持ちの方で更新が必要な方には、7月上旬に申請書を同封した通知をお送りしますので、ご都合のつく場所で手続きを行ってください。（8月1日以降に新たに該当する方については、7月下旬に手続きの案内をお送りします）

▼ 更新日程

日にち	場所	時間
7月16日(月・祝)	西木総合開発センター (西木庁舎隣)	9:00～16:30
7月17日(火)	市役所神代出張所	9:00～19:00
7月18日(水)	総合情報センター	9:00～16:30
	角館庁舎市民生活課	17:30～19:00
7月19日(木)	田沢湖総合開発センター (田沢湖庁舎隣)	9:00～19:00
7月20日(金)	市役所桧木内出張所	9:00～16:00
	角館庁舎市民生活課	17:30～19:00

都合により左記の日程で更新手続きができない方は、

7月30日(月)以降に角館庁舎市民生活課国保年金係で手続きを行ってください。

7月23日(月)～27日(金)の間は受給者証を交付することができません。

通知に記載されている必要書類（健康保険証等）は必ずお持ちください。書類が揃っていないとその場での交付ができません。

▼ 福祉医療制度とは

福祉医療費助成制度は、乳幼児から中学生までの児童、ひとり親家庭の児童等、高齢身体障がい者や重度心身障がい（児）者の心身の健康保持と生活の安定をはかるため、医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成する制度です。この制度にかかる費用は、秋田県と仙北市が負担します。

▼ 福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

次に該当する場合は届出が必要です。

- 健康保険証が変わったとき
- 住所や氏名が変わったとき
- ひとり親家庭ではなくなったとき（事実婚含む）
- 転出、死亡したとき
- 身体障害者手帳、療育手帳の等級が変わったとき
- 受給者証を紛失、汚損、破損したとき
- 受給者証の有効期限が切れたとき

健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳（障がい者の区分で該当している方）、受給者証、印鑑をお持ちのうえ、お近くの市役所各庁舎・出張所へ届出をしてください。

▼ 対象者

対象者	対象内容	所得制限【所得制限対象者】
乳幼児と小・中学生	生まれた日から中学校修了年度の3月31日まで	なし (区分わけのため所得確認は必要) 【父、母】
ひとり親家庭の児童	①母子家庭、父子家庭の児童 ②父母のいない児童 ③父または母が1～2級程度の身体障害者手帳等を持つ家庭の児童 ※18歳の誕生日を迎えた日以降の最初の3月31日まで ※被用者保険本人の方は該当しません。	あり 【父、母、扶養義務者】
重度心身障がい（児）者	身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aを持っている方	被用者保険本人のみあり 【本人、配偶者、扶養義務者】
高齢身体障がい者	65歳以上の身体障害者手帳4～6級を持っている方 ※被用者保険本人の方は該当しません。	あり 【本人、配偶者、扶養義務者】

※乳幼児および小・中学生の自己負担については次のとおりです。

- ① 受給者は、医療機関で自己負担分の半額を負担。ただし、上限は1,000円（1医療機関、1か月ごと、入院・外来別）
- ② 0歳児は医療機関での自己負担はなし。
- ③ 市民税所得割非課税世帯は医療機関での自己負担はなし。

福祉医療制度の対象となるが申請をしたことがない、受給者証の有効期限が平成30年7月31日までとなっているのに7月中旬に更新の通知が届かない、などの方は、8月1日以降に市民生活課国保年金係へお問い合わせください。